

淀川町内会・福祉会規約

第 1 章 総 則

- 第 1 条(名称) 本会の名称は草戸町淀川町内会・福祉会といい、略して淀川町内会という。
- 第 2 条(目的) 本会は町内会員の相互の親睦と町の発展福祉を増進し共存共栄を図るを以って目的とする。
- 第 3 条(地区・組織) 本会の会員は草戸町淀川地区内に居住する人又は工場、事業所、店舗等を有する人の代表者を以って組織する。
- 第 4 条(事務所所在地) 本会の事務局は会長宅に置く。
- 第 5 条(記録・保管期限) 本会に次の帳簿を常備する。 1.会員名簿 2.会計簿 3.記録簿 4.備品台帳。
会計簿の保管期限は 5 年とする。但し、領収書控え、旧預金通帳類は 3 年とする。
- 第 6 条(会員の異動) 本地区内に転入転出するときはその旨を速やかに組長(幹事)を通じて会長に報告するものとする。
- 第 7 条(会費) 会員は入会の際会費を納入する。その額納入時期は総会で定める。

第 2 章 役 員

- 第 8 条(役員) 本会に次の役員を置く。
会長 1 名 副会長 各部の部長 ブロック長 4 名 組長(幹事)各組に 1 名
副組長(副幹事)各組に 1 名
会計 1 名 会計監査 2 名 部長・副部长 部相当数 顧問・相談役若干名
- 第 9 条(役員の職務) 会長は会務を総括し本会を代表する
副会長は会長を補佐し会長事故あるときは会長の職務を代行する。
ブロック長はブロックを統括する。会計は本会の経理出納を掌る。
部長は担当の業務について会長を補佐し業務を推進する。
組長(幹事)・副組長・衛生委員(副幹事)は会長・副会長・ブロック長と緊密な連携を計り会の円満なる発展のため努力しその職務を行う。 会計監査は本会の会計を監査し結果を総会に報告する。
- 第 10 条(役員の選挙) 役員は総会において会員中より選出する。
但し、町内会長の選任については別途選出の選考委員会(仮称)の推薦による。
高齢又はその他の理由で役員の仕事が難しい世帯は、役員を免除する。
- 第 11 条(役員の任期) 役員の任期は 2 か年とし重任・再任を妨げない。
但し、組長(幹事)・副組長(副幹事)は 1 年とする。
補欠のため選出された役員の任期は前任者の残存期間とする。
- 第 12 条(顧問・相談役の就任) 町内会長退任者は原則として顧問・相談役に就任する。
- 第 13 条(会員の報酬) 本会の役員は総て名誉職とし無報酬とする。

第 3 章 総 会・役 員 会・部 会

- 第 14 条(総会) 総会は定時総会及び臨時総会とする。
定時総会は毎年 1 回 4 月中に開き、臨時総会は役員会が必要と認めたとき及び会員の 3 分の 1 以上が要請した時開かねばならない。
- 第 15 条(役員会・部会) 役員会・部会は必要に応じ随時開き会長が召集し諸般の事項を協議する。
- 第 16 条(議事の採決議決権の委任) 総会・役員会・部会は出席者の過半数の同意を得て決定する。
但し、本規約の改廃については会員の過半数の同意を得て決定し、総会に出席できない会員は委任するものとする。

第 4 章 会 計

- 第 17 条(期間) 本会の会計年度は 1 か年とし毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。
- 第 18 条(経費) 本会の経費は会費及び寄付金その他の収入を以ってこれに充てる。
- 第 19 条(予算・決算) 予算・決算は総会にはかり承認を受けるものとする。

第 5 章 事 業 そ の 他

第 20 条(内部の団体) 本会に・寿栄(老人会)子ども会・体育会・淀川町内サポート隊を置く。

第 21 条(事業) 本会は別表に定める各部により事業を行う。事業の実施時には町内会員全員で実施する。

第 22 条(弔意) 会員又はその家族が死亡した場合は町内会として弔意を表した不慮の災害がありたる時は応分の見舞をするものとする。

第 23 条(軒先の清掃) 毎月第 1 日曜日の朝を町内軒先清掃日とする。

附 則 (1)

- 第 7 条の会費は次の通りとする。 会費 (月額) 400 円
会費は年額を二期に分けて 5 月・10 月の月初めに納入する。ただし中途に入会する場合はこの限りでない。
但し、年払い(前期後期一括払)に限り 4, 000 円とする。
- 第 22 条の弔意を表すための香料は次のとおりとする。
大人 5,000 円 小人(18 未満) 3,000 円
- 第 5 条の 4 による備品台帳は総会資料に記載する。
- 個人情報「淀川町内会個人情報取扱要領」を定め、これに従って管理する。
- 別表(第 21 条関連)

淀川町内会・福祉会組織

部 別	構 成	業 務 内 容
総務企画部	部長・副部長	組織の強化・親睦・広報・事業計画・予算・決算 各部の連絡調整・その他これに付随する事業
体育部	部長・副部長	町内住民の健康事業の企画・学区体育会との連携
防火部	部長・副部長	防火対策・消火器等の管理・防火協会・学区との連携
防災部	部長・副部長	防災対策・防災訓練等の企画・学区自主防災協議会との連携
交通安全部	部長・副部長	交通安全対策の実施・学区との連携・その他これに付随する事業
環境衛生部	部長・副部長	環境・公衆衛生の推進改善・ゴミステーションの点検・町内一斉清掃・学区との連携
福 祉 部	部長・副部長	障害者福祉・高齢者福祉・子育て児童福祉・地域福祉
淀 川 町 内 サポ-ト隊	隊員	「手伝える人が手伝う」ボランティア精神で！ 町内行事のサポート・住民の困りごとのサポート・悩み相談

附 則 (2)

- 平成21年4月 25 日 淀川町内会規約(昭和 28年6月1日)の一部を以上のとおり改正実施する。
- 平成21年4月 25 日この規約の発効にともない、草戸町淀川福祉会規約(昭和 46 年 4 月 1 日)は廃止する。
- 本規約は平成 23 年 4 月 17 日一部改正し実施する。
- 本規約は平成 25 年4月21日一部改正し実施する。
- 本規約は平成 29 年 4 月 16 日一部改正し実施する。
- 本規約は令和5年4月16日一部改正し実施する。
- 本規約は令和6年4月 21 日一部改正し実施する。
- 本規約は令和7年4月22日一部改正し実施する。